

健康保険料率引き下げおよび 子ども・子育て支援金率が決定されました

去る2月18日(水)に開催されました第178回組合会において、令和8年度の健康保険料率の改定および子ども・子育て支援金率が議決・承認されましたのでご報告いたします。なお、介護保険料率については変更ありません。

健康保険料率の改定について

健康保険料率

【現行】 $\frac{100}{1000}$ → 【改定後】 $\frac{99}{1000}$

改定年月日 **令和8年3月1日(令和8年4月30日納付期限分より)**
※任意継続被保険者(令和8年4月分より)

介護保険料率

【現行】 $\frac{15.8}{1000}$ → 【現行どおり】



子ども・子育て支援金率について

子ども・子育て支援金率

$\frac{2.3}{1000}$

実施年月日 **令和8年4月1日(令和8年6月1日納付期限分より)**
※任意継続被保険者(令和8年4月分より)



1人当たり
負担額の
イメージ

例) 標準報酬月額が30万円の場合(令和8年度)
 $30万円 \times 0.23\% = 690円/月$
(折半負担 事業主: 345円 被保険者: 345円)

- 賞与支給時は標準賞与額に同じ支援金率(2.3/1000)を乗じての負担額となります。
- 産前産後休業および育児休業取得期間は届出により健康保険料等と同様に免除となります。